

第 2 2 期 第 4 1 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 2 月 1 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネットの間」

3 出 席 者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	
	会 長	堀 内 精 二
	委 員	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	白 板 孝 朗
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局長	三 橋 潤一郎
	〃 主幹専門員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

第2号議案：西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された

第3号議案：西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された

5 議事の経過

立石会長代理

ただ今から、第22期第41回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝をいたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員数は15名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づき、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

立石会長代理

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、西崎委員と竹ヶ原委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

立石会長代理

はい。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

立石会長代理

県の方から補足があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

立石会長代理

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

1枚、資料の方をおめくりいただいて、2ページ目を御覧いただければと思います。

この2ページ目の漁業種類は、かれい固定式刺し網漁業でございます。

今年の8月から漁業の期間というのが始まっている分の新規追加分でございます。

漁業を営む者の資格として、平内町に住所を有する者ということで、関係漁協は、平内町漁協ということで1隻となっております。こちらが2ページでございます。

3ページの方に移ります。

こちらの漁業種類は、ひらめ固定式刺し網漁業でございます。

2段に分かれていまして、上段の方は、つがる市に住所を有する者ということで、車力漁協の組合員を想定しておりまして、1隻となっております。

3ページ目下段ですけれども、3ページ目下段から4ページの方に行くのは、こちらは、鯺ヶ沢町漁協の組合員を想定しておりまして10隻となっております。

4ページの方に移っていただいて、こちらの方は、中ほど、中段のところに書いてありますけれども、こちらは、新深浦町漁協で旧大戸瀬の部分で13隻。

下段の方は、こちらは、5ページまで続いていますけれども、こちらの方は、新深浦町漁協の舳作地区で1隻となっております。

こちらが4ページ、5ページでございます。

次に6ページの方に目を移していただいて、こちらが漁業種類が小型いか釣り漁業の自家用釣餌用でございます。

6ページ目の上段は、鯺ヶ沢町漁協で1隻

中段が新深浦町漁協で1隻

下段が新深浦町漁協の1隻と、そして鯺ヶ沢町漁協の2隻の計3隻となっております。

各段の違いは、漁業時期が異なるということでございます。

引き続き、7ページの方に移ります。

7ページについては、上段が、こちらも新深浦町漁協で6隻、風合瀬漁協で3隻で計9隻、上段ですね。計9隻でございます。

中段が新深浦町漁協で2隻、鯺ヶ沢町漁協で2隻、小泊漁協で1隻ということで、合計5隻となっております。

下段の部分は、こちらは大間漁協で5隻となっております。

こちら各段でそれぞれ漁業時期ごとに分かれております。

引き続き8ページの方を御覧いただければと思います。

こちらは、ひらめ底建網漁業でございます。

こちらは、むつ市脇野沢に住所を有する者ということで、脇野沢村漁協の組合員地区を想定しておりまして、20名となっております。

最後、9ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、さざえ・あわび潜水器漁業でございます。

久共の第1号、第2号の共同漁業権の組合員行使権者ということになってございまして、深浦町漁協の方を想定しています。1人ということでございます。

県からの補足説明は以上でございます。

審議の方、よろしくお願いいたします。

立石会長代理

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言をするようお願いします。

御質問、御意見、ありませんか。

質問、御意見がないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

立石会長代理

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明願います。

三橋事務局長

はい、会長。

立石会長代理

はい。

三橋事務局長

それでは、説明します。

議案第2号資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

県では、サクラマス資源増大のため、昭和61年度から深浦町追良瀬川において、サクラマス降海型幼魚（スモルト）の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには追良瀬川河口周辺海域での操業制限によってそ上親魚を増大させる必要があります。

ついては、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

また、2 ページから 3 ページの内容でございますが、操業制限の内容につきましては、昨年と同様でございます。

4 ページには、追良瀬内水面漁業協同組合から県に対する要請文。

5 ページ目は、深浦漁協の同意書が添付されております。

次に資料 2 を御覧ください。

追良瀬内水面漁業協同組合から西部海区委員会会長あての要請文となっております。

これも、増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のための河口域での漁業及び遊漁の制限が必要であるというむねの依頼となっております。

続きまして、資料 3 を御覧ください。

委員会指示案となります。前段のみ読み上げます。

西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法第 120 条第 1 項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 7 年 2 月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下の内容は、制限期間の年次を改めた以外、昨年と同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

立石会長代理

県から補足があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

立石会長代理

はい。

水産振興課 白板総括主幹

県から補足説明をいたします。

本件につきましては、今月 13 日に開催されました、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者並びに遊漁関係者等の委員の方々にも御意見をいただきまして、内容につきましては了承を得ている内容となっております。

事務局からも御説明ございましたが、制限期間が変わったのみでございまして、他の内容については、今年度と同様の内容となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立石会長代理

事務局及び県の説明が終わりましたので、各委員から、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員

（「ありません」の声あり）

立石会長代理

他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり）

立石会長代理

それでは、議案第２号は、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたっては若干の字句修正がある場合は、事務局に一任といたします。

続きまして、議案第３号「西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。

事務局から説明願います。

三橋事務局長

はい、会長。

立石会長代理

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第３号の資料１を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文を読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成２０年３月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成２０年度以降は、漁協からの要望と

青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行っています。

令和7年度におきましても、貴海区管内4漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容によりまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目は、令和6年度と令和7年度の委員会指示要望内容の新旧対照表で、3ページ目は、個別具体的な指示内容となっております。

今回も漁協の確認を得た上で昨年と同じ禁止区域とすることとしております。

4ページでございますが、委員会指示要望区域の全県の位置図

5ページ以降は、個別の制限区域の位置図となっております。

次に資料2を御覧願います。

委員会指示の案となっております。前段のみ読み上げます。

西部海区管内におけるまき餌釣りの指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第5号

青森県西部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年2月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

指示の内容は、県から依頼のあったものを指示案としたもので、禁止区域は昨年度と同じ内容になります。

資料2の2ページ目、3の指示の有効期間において、年次を1年更新したものとなっております。これ以外は、昨年と全く同じとなっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

立石会長代理

県から補足があればお願いいたします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

立石会長代理

はい。

水産振興課 白板総括主幹

県から補足説明させていただきます。

資料１の依頼文にもございますとおり、２月１３日に開催されました青森県海面利用協議会におきまして、内容について了承を得ているところでございます。

指示の有効期間が変わったのみであり、本年度と同様の内容となっております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立石会長代理

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見、ありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり）

立石会長代理

他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

立石会長代理

それでは、議案第３号は、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。なお、公示にあたっては、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

それでは、本日の予定した議事を全て終了し、以上をもちまして、第２２期第４１回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後１時４４分